

**茨城県高等学校教育改革促進事業に係る改革先導拠点基盤構築業務委託
公募に関する説明書**

令和 8 年 10 月 22 日（木）に公告した標記業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結に当たり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 担当課

茨城県教育庁学校教育部高校教育課高校教育改革推進室 担当 武藤
〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6（23 階北側）
電 話 029-301-5204
FAX 029-301-5269
E-mail kokyo1@pref.ibaraki.lg.jp

2 業務の内容等

（１） 業務名

茨城県高等学校教育改革促進事業に係る改革先導拠点基盤構築業務

（２） 業務の目的

令和 8 年 2 月に示された国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに応じた教育機会の確保」の観点から、高等学校教育改革を先導するパイロットケース（以下、「改革先導拠点」という。）を創出し、産業イノベーション人材の育成等を目指している。

改革先導拠点においては、教育委員会だけではなく、知事部局、産業界、大学、地域等と連携・協働した教育改革を推進し、また、その成果を県内すべての高等学校へ普及させていくことが求められていることから、本委託業務において、県教育委員会及び外部機関との連携・調整や、事業内容の設計・実施計画等の策定を支援していく。

（３） 業務の内容

茨城県高等学校教育改革促進事業に係る改革先導拠点基盤構築業務委託仕様書のとおり

（４） 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（５） 見積限度額

39,990,500 円（消費税及び地方消費税の額 3,635,500 円を含む。）

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 資格要件に関する事項

- （１） 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- （２） 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （３） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去 5 年以内に国又は地方公共団体における以下の業務委託を元請として受託した実績を有する者であること。
 - ア 産学官連携に関する業務
 - イ 教育分野又は公共分野におけるプロジェクトマネジメント業務
- (8) 情報セキュリティの適切な管理を行う体制を有し、JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を取得していること。
- (9) 仕様書に定める実施体制を構築でき、かつ、委託期間中、県及び改革先導拠点との対面による調整が可能な業務従事者を確保できる者であること。

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式第 1 号）
- イ 資格要件に関する申立書（様式第 2 号）
 - なお、3（8）については、認証取得が分かる書類を合わせて提出すること。
- ウ 企画提案書（任意様式）
 - ・仕様書「5 業務内容」に関する具体的な企画案
 - ・業務実施体制、作業工程
 - ・企画競争参加者の同種又は類似業務の実績
 - ・企画競争参加者の概要等（資本金、従業員数、業種、主な業務内容等）
 - ・担当者名及び連絡先

※社名等は明示しないようにすること。
- エ 見積書（任意様式）※上記ウに見積額を記載する形でも可。

(2) 提出方法

P D F 形式のデータを、電子メールで（4）のメールあて提出すること（メールに添付可能なデータサイズは合計 10MB 以内）。

件名は「【提出】茨城県高等学校教育改革促進事業に係る改革先導拠点基盤構築業務委託」とすること。

提出後は、必ず（4）の担当あてに電話で連絡し、到着確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 4 時（必着）

※メール受信に際し、タイムラグが生じる可能性があるため、余裕をもって送信すること。

(4) 提出先

1 と同じ

5 プレゼンテーションの実施（予定）

（１） 日時

令和8年11月6日（金） 9：30～12：00

（２） 実施方法

オンライン形式（Zoomを利用）

（３） 提案事業者が実施する内容

- ・企画提案書に関する説明（15分以内）
- ・上記に関する質疑応答（15分程度）

※社名等は明示しないようにすること。

6 業務委託予定者の選定

（１） 選定方法

担当課内に設置する審査委員会において、提出された企画書を次の（２）の評価項目に基づき、審査した上で決定する。

（２） 企画提案を特定するための評価項目

ア 業務実施方針及び手法等

（ア） 仕様書等の理解度

（イ） 実施方針及び業務手法の妥当性、的確性、独創性、実現性

イ 会社の業務実績

（ア） 過去と同種又は類似業務の実績

（イ） 情報セキュリティ管理体制

ウ 業務の実施体制

（ア） 業務責任者

a 専門分野等の適切性（専門分野に係る学識、資格、職歴など）

b 類似性の高い業務の経験（業務経歴）

c その他評価すべき事項（発表論文、取得特許等の状況）

（イ） 実施体制の妥当性

エ 提案内容に比した見積額の妥当性

オ その他

上記の評価内容以外の評価に相当する提案

（３） 審査結果の通知

ア 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。

イ 審査の内容については、一切公表しない。

ウ 結果についての異議申し立ては、一切認めない。

（４） 業務委託の方法

茨城県は、上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。なお、採用決定後に、企画提案内容から変更して委託することがある。

（５） その他

ア 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企

画提案書等は返却しない。

ウ 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

エ 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

オ 契約書作成の要否 要

カ 契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

7 質問の受付

(1) 質問の受付

説明書の内容に関する質問等については、質問・回答書（様式第 3 号）により、令和 8 年 10 月 29 日（木）午後 4 時まで、3（4）の担当課への電子メールにて受け付ける。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 4 時までに、電子メールにて行う。

8 失格又は無効となる場合

(1) 3 に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 企画提案書の見積額が、2（5）に定める見積限度額を超える場合

(3) 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。

(4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合（不利益処分を科す場合もある）。

(5) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

(6) その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合